

議案第51号

基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年12月3日提出

基山町長 松田 一也

基山町条例第 号

基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例（平成26年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第203条の2第4号」を「第203条の2第5項」に改める。

別表消防班長の項中「12,300円」を「15,600円」に、同表消防団員の項中「9,500円」を「12,000円」に、同表消防団員（支援団員）の項中「4,800円」を「6,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

提案理由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）が公布されたことに伴い、地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部が改正され、引用条文の項号番号の整理が必要なため、また消防団の充実強化に向け消防団員報酬の処遇改善が必要なため、基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例を改正する必要がある。

令和元年12月13日原案可決